

附 錄

改正防空法

第一條 本法ニ於テ防空ト稱スルハ戰時又ハ事變ニ際シ航空機ノ來襲ニ因リ生ズベキ危害ヲ防止シ又ハ之ニ因ル被害ヲ輕減スル爲陸海軍ノ行フ防衛ニ則應シテ陸海軍以外ノ者ノ行フ燈火管制、偽裝、消防、防火、防彈、防毒、避難、救護及應急復舊竝ニ之ニ關シ必要ナル監視、通信及警報ヲ、防空計畫ト稱スルハ防空ノ實施及之ニ關シ必要ナル設備又ハ資材ノ整備ニ關スル計畫ヲ謂フ

第二條 防空計畫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣、地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム以下之ニ同ジ）又ハ地方長官ノ指定スル市町村長之ヲ設定スベシ

第三條 主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ防空上重要ナル事業又ハ施設ニ付行政廳ニ非ザル者ヲ指定シテ防空計畫ヲ設定セシムルコトヲ得

前項ノ防空計畫ハ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

第四條 防空計畫ノ設定者ハ其ノ防空計畫ニ基キ防空ヲ實施シ又ハ防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備ヲ爲スベシ

第五條 主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ防空計畫ニ基キ特殊施設ノ管理者又ハ所有者ヲシテ防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備又ハ資材ノ整備ヲ爲サシムルコトヲ得

地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ防空計畫ニ基キ特殊施設ノ管理者又ハ所有者ヲシテ防空ノ實施ニ際シ必要ナル設備又ハ資材ヲ供用セシムルコトヲ得

第五條ノ二 地方長官防空上必要ナルトキハ一定ノ區域ヲ指定シ其ノ區域内ニ於ケル木造建築物ノ所有者ニ對シ期限ヲ附シテ其ノ建築物ノ防火改修ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ木造建築物ノ範圍竝ニ防火改修ノ程度及方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條ノ三 前條第一項ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ於テ期限内ニ工事完了セザルトキ若ハ工事完了ノ見込ナシト認メラルトキ又ハ建築物ノ所有者ノ申請アリタルトキハ地方長官ハ市町村長ヲシテ建築物ノ所有者ニ代リテ前條ノ防火改修ノ工事ヲ施行セシムルコトヲ得

第五條ノ四 主務大臣ハ防空上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ空襲ニ因ル危害ヲ著シク増

大スルノ虞アル建築物ニ付其ノ建築ヲ禁止若ハ制限シ又ハ其ノ建築物（工事中ノモノヲ含ム）ノ除却、改築其ノ他防空上必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

第五條ノ五 主務大臣ハ防空上工場其ノ他ノ特殊建築物ノ分散ヲ圖ル爲必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ區域ヲ指定シ其ノ區域内ニ於ケル特殊建築物ノ建築ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

主務大臣ハ防空上空地ヲ設クル爲必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ區域ヲ指定シ其ノ區域内ニ於ケル特殊建築物ノ建築ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第五條ノ六 前條ノ規定ニ依ル區域又ハ地區ノ指定ノ場合ニ於テ從來存シタル建築物（工事中ノモノヲ含ム）ニシテ其ノ後新ニ建築セラレタリトセバ同條ノ規定ニ依リ其ノ建築ヲ禁止又ハ制限セラルベキモノニ付テハ地方長官ハ之ガ除却、改築其ノ他防空上必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

第五條ノ七 地方長官防空上必要アルトキハ命令ヲ以テ定ムル物件ノ管理者又ハ所有者ニ對シ其ノ物件ノ移轉ヲ命ズルコトヲ得

第六條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ特殊技能ヲ有スル者ヲシテ防毒、救護其ノ他防空ノ實トヲ得

施ニ從事セルムルコトヲ得

地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ防空ノ實施ニ關スル特別ノ教育訓練ヲ受ケタル者ヲシテ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ハ其ノ從業者ヲシテ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

第六條ノ二 行政官廳ハ防空上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫メ適當ト認ムル者ヲ指定シ監視（之ニ伴フ通信ヲ含ム）ニ從事セシムルコトヲ得

前項ノ指定ヲ受ケタル者ノ服務、訓練、給與等ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 防空ノ實施ノ開始及終止ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 燈火管制ヲ實施スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ實施區域内ニ於ケル光ヲ發スル設備又ハ裝置ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ其ノ光ヲ祕匿スペシリ音響ヲ發スル設備又ハ裝置ノ使用ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第八條ノ三 主務大臣ハ防空上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ區域内ニ居住スル者

ニ對シ期間ヲ限り其ノ區域ヨリノ退去ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第八條ノ四 主務大臣ハ防空ノ實施ニ際シ必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ鐵道、軌道、航空機、船舶、車輛等ニ依ル人又ハ物件ノ移動ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第八條ノ五 空襲ニ因リ建築物ニ火災ノ危険ヲ生ジタルトキハ其ノ管理者、所有者、居住者其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ガ應急防火ヲ爲スベシ

前項ノ場合ニ於テバ現場附近ニ在ル者ハ同項ニ掲タル者ノ爲ス應急防火ニ協力スベシ

第九條 防空ノ實施ニ際シ緊急ノ必要アルトキハ地方長官又ハ市町村長ハ他人ノ土地若ハ家屋ヲ一時使用シ、物件ヲ收用若ハ使用シ又ハ防空ノ實施區域内ニ在ル者ヲシテ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

行政執行法第五條及第六條ノ規定竝ニ之ニ基キテ發スル命令ハ前項ノ規定ニ基キテ爲ス處分ニ依リテ負フ義務ノ履行ヲ市町村長ガ強制スル場合ニ之ヲ準用ス

第十條 主務大臣ハ防空計畫ノ設定者ニ對シ防空計畫ノ全部又ハ一部ニ基キ防空ノ訓練ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ防空ノ訓練ヲ爲ス場合ニ於テ第五條第一項、第六條、第八條、第八條ノ一及

第八條ノ五ノ規定ヲ準用ス

第十條ノ二 防空計畫ノ設定者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ防空ノ實施ニ從事スベキ者ヲシテ防空上必要ナル事項ニ關スル講習ヲ受ケシムルコトヲ得

第十一條 防空ニ關スル調査ノ爲必要アルトキハ行政官廳又ハ市町村長ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ關係者ニ對シ資料ノ提出ヲ命ジ又ハ官吏若ハ吏員ヲシテ關係アル場所ニ立入り検査ヲ爲サシムルコトヲ得但シ私人ノ邸宅竝ニ業務上ノ祕密ニ屬スル事項及設備ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ立入ル場合ニ於テハ其ノ場所ノ管理者ニ通知スベシ

當該官吏又ハ吏員第一項ノ規定ニ依リ關係アル場所ニ立入ル場合ハ其ノ證票ヲ携帶スベシ

第十二條 行政官廳、市町村長又ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ爲ス防空ノ實施ニ從事スル者之ガ爲傷痍ヲ受ケ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ行政官廳又ハ第三

條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ扶助金ヲ給スベシ

第八條ノ五ノ規定ニ依リ應急防火ヲ爲シ又ハ之ニ協力スル者之ガ爲傷痍ヲ受ケ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ市町村長ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ扶助金ヲ給スベシ

第十三條 地方長官第五條第二項（第十條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ防空

ノ實施又ハ訓練ニ際シ必要ナル設備若ハ資材ヲ供用セシメ又ハ地方長官若ハ市町村長第九條第一項ノ規定ニ依リ土地家屋物件ヲ收用若ハ使用スル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ損失ヲ補償スベシ

地方長官第五條ノ四又ハ第五條ノ六ノ規定ニ依ル建築物（工事中ノモノヲ含ム）ノ除却、改築其ノ他ノ措置ヲ命ズル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ損失ヲ補償スベシ
地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第五條ノ四ノ規定ニ依ル禁止若ハ制限アリタルガ爲又ハ第五條ノ五ノ規定ニ依ル區域若ハ地區ノ指定アリタルガ爲既ニ着手シタル建築ヲ廢止シ又ハ變更スルノ已ムナキニ至リタルニ因リ生ジタル損失ヲ補償スベシ

前三項ノ規定ニ依リ補償ヲ受クベキ者補償ニ付不服アリタルトキハ其ノ金額ノ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ、供用、收用、使用、除却、改築、廢止、變更其ノ他ノ措置ノ後六月ヲ經過シテ補償金額ノ決定ノ通知ヲ受ケザルトキハ其ノ期間經過シタル日ヨリ六月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十四條 第六條（第十條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ特殊技能ヲ有スル者特別ノ教育訓練ヲ受ケタル者又ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ從業者ヲシテ

防空ノ實施又ハ訓練ニ從事セシムル場合ニ於テハ地方長官、市町村長又ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ實費ヲ辨償スベシ

前條第四項ノ規定ハ前項ノ實費辨償ニ之ヲ準用ス

第十五條 防空計畫ノ設定、防空ノ實施、防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備又ハ第十條第一項ノ規定ニ依ル防空ノ訓練ヲ爲スニ要スル費用ハ地方長官之ヲ爲ス場合ニ於テハ北海道又ハ府縣、市町村長之ヲ爲ス場合ニ於テハ市町村、第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者之ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ者ノ負擔トス但シ監視及之ニ伴フ通信ニ付テハ其ノ實施、實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備又ハ第十條第一項ノ規定ニ依ル訓練ニ要スル費用ハ國庫ノ負擔トス

特殊施設ノ管理者又ハ所有者第五條第一項ノ規定ニ依リ設備又ハ資材ノ整備ヲ爲スニ要スル費用ハ其ノ者ノ負擔トス

第五條ノ二又ハ第五條ノ三ノ規定ニ依ル防火改修工事ノ施行ニ要スル費用ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ建築物ノ所有者ノ負擔トス

物件ノ管理者又ハ所有者第五條ノ七ノ規定ニリ物件ノ移轉ヲ爲スニ要スル費用ハ命令ノ定ムル

所ニ依リ其ノ者ノ負擔トス

第十二條第一項ノ規定ニ依ル扶助金ヲ給スルニ要スル費用ハ行政官廳之ヲ給スル場合ニ於テハ國庫、第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者之ヲ給スル場合ニ於テハ其ノ者ノ負擔トス
第十二條第二項ノ規定ニ依ル扶助金ヲ給スルニ要スル費用ハ市町村ノ負擔トス

第十三條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依ル損失補償ヲ爲スニ要スル費用ハ北海道又ハ府縣ノ負擔トス

特別ノ事情アルモノニ付テハ第一項、第二項及第五項ノ規定ニ對シ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十六條 前條第三項ノ規定ニ依リ建築物ノ所有者ノ負擔スル費用ニ對シテハ市町村ハ其ノ三分ノ二以内ヲ補助スベシ

前條第四項ノ規定ニ依リ物件ノ管理者又ハ所有者ノ負擔スル費用ニ對シテハ北海道又ハ府縣ハ其ノ二分ノ一以内ヲ補助スベシ

第十七條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ左ノ諸費ニ對シ其ノ二分ノ一以内ヲ補助ス

一 第十五條第一項ノ規定ニ依リ北海道、府縣、市町村又ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計

畫ノ設定者ノ負擔スル費用

二 第十五條第二項ノ規定ニ依リ特殊施設ノ管理者又ハ所有者ノ負擔スル費用

三 第十五條第五項又ハ第六項ノ規定ニ依リ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者又ハ

市町村ノ負擔スル扶助金

四 第十五條第七項ノ規定ニ依リ北海道又ハ府縣ノ負擔スル損失補償金

五 前條ノ規定ニ依リ北海道、府縣又ハ市町村ノ負擔スル補助金

第十七條ノ二 第五條ノ三ノ規定ニ依リ市町村長ノ施行スル防火改修工事ニ要スル費用ハ市町村

費ヲ以テ一時繰替支辨スベシ

前項ノ規定ニ依リ繰替支辨シタル費用ノ辨償金ノ徵收ニ付テハ市町村稅徵收ノ例ニ依ル

前項ノ辨償金ニシテ辨償ヲ得ザルモノアルトキハ國庫ハ市町村ニ對シ其ノ損失ノ二分ノ一ヲ補償ス

第十八條 防空ノ實施ニ從事スル者ノ業務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス威力又ハ偽計ヲ用ヒ其ノ業務ヲ妨害シタル者亦同ジ

第十九條 左ノ各號ノ一二該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 第六條ノ二第一項ノ規定ニ依ル命令ニ從ハザル者
- 二 第八條ノ規定ニ違反シタル者又ハ同條ノ規定ニ依ル光ノ祕匿ヲ妨害シタル者
第十九條ノ二 左ノ各號ノ一二該當スル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 一 第五條ノ三ノ規定ニ依ル防火改修工事ノ施行ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者
- 二 第五條ノ四ノ規定ニ依ル禁止若ハ制限ニ違反シ又ハ同條ノ規定ニ依ル命令ニ從ハザル者
- 三 第五條ノ五又ハ第八條ノ二乃至第八條ノ四ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者
- 四 第五條ノ六、第五條ノ七又ハ第六條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル命令ニ從ハザル者
第十九條ノ三 左ノ各號ノ一二該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 一 第八條ノ五第一項ノ規定ニ違反シタル者

- 二 第十一條第一項ノ規定ニ依ル資料ノ提出ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ資料ヲ提出シ又ハ當該官吏若ハ吏員ノ立入検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者
- 三 第十九條ノ四 本法ニ規定スル主務大臣ノ職權ノ一部ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方官廳ニ委任スルコトヲ得

第二十條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本法ノ適用ニ付

テハ之ヲ一町村、其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス

町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本法中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關

スル規定ハ町村長ニ準ズベキ者ニ之ヲ適用ス

第二十一條 國ニ於テ管理スル施設ニ關スル防空ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第二十二條 本法ヲ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ施行スル場合ニ於テ必要アルトキハ命令ヲ以テ特別ノ

定ヲ爲スコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十二年勅令第五百四十八號ヲ以テ昭和十二年十月一日ヨリ施行)

附 則

本法施行ノ期日ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

防空建築規則

(昭和十四年二月十七日内務省令第五號)

第一條 市街地建築物法第十二條ノ規定ニ依ル建築物ノ構造、設備又ハ敷地ニ關シ防空上必要ナル事項ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

防空建築規則

一九五

第二條 本令ハ内務大臣ノ指定スル區域ニ之ヲ適用ス

第三條 本令ニ於ケル用語ハ左ノ例ニ依ル

一 耐火木材トハ耐火液ヲ注入シタル木材ニシテ内務大臣ノ定ムル規格ニ適合シタルモノヲ謂フ

二 床又ハ屋根ノ耐彈構造トハ鐵筋「コンクリート」造（鐵骨鐵筋「コンクリート」造ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニシテ左ノ各號ノ一一該當スルモノヲ謂フ

イ 版ノ厚ハ四〇センチメートル以上ニシテ各部分ニ於ケル鐵ト「コンクリート」トノ容積比ハ〇・〇四以上且複筋及繫筋ヲ配置シ主筋ノ間隔ハ一五センチメートル以下ト爲シ上下ノ鐵筋ハ千鳥ニ配シ適當ニ熔接シタルモノ

ロ 版ノ厚特ニ大ナルモノ等ニシテ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ）前號ト同等以上ノ耐彈效力アリト認ムルモノ

三 防護扉トハ左ノ各號ノ一一該當スルモノヲ謂フ

イ 鐵製ニシテ鐵板ノ厚ノ合計三ミリメートル以上且防毒上有效ナル構造ヲ有スルモノ

ロ 木造ニシテ厚六センチメートル以上且防毒上有效ナル構造ヲ有スルモノ

ハ 其ノ他地方長官前各號ニ準ズト認ムルモノ

第四條 木造（鐵骨木造ヲ含ム以下之ニ同ジ）建物ニシテ隣地疆界線又ハ幅員四メートル未滿ノ道路ノ中心ヨリノ水平距離三メートル未滿ノ位置ニ在ル部分ニ付テハ左ノ構造ト爲スベシ、
一 外壁、軒、庇、軒蛇腹ノ類又ハ出格子、肘掛、戸袋其ノ他建物ノ突出部ハ準耐火構造ト爲シ又ハ左ニ擧グルモノヲ以テ構成若ハ被覆スルコト

	水 平 距 離 二 米 未 滿 ノ ト キ	水 平 距 離 二 米 未 滿 ノ ト キ
イ 鐵網「モルタル」ニシテ厚二糧以上ノモノ	鐵網「モルタル」ニシテ厚二糧以上ノモノ	鐵網「モルタル」ニシテ厚二糧以上ノモノ
ロ 塗土、漆喰等ニシテ厚二糧以上ノモノ	塗土、漆喰等ニシテ厚二糧以上ノモノ	塗土、漆喰等ニシテ厚二糧以上ノモノ
ハ 耐火木材ニシテ厚一糧以上ノモノ（水平距離〇・五米未滿ノトキヲ除ク）	耐火木材ニシテ厚一糧以上ノモノ（水平距離〇・五米未滿ノトキヲ除ク）	耐火木材ニシテ厚一糧以上ノモノ（水平距離〇・五米未滿ノトキヲ除ク）
ニ 石綿盤又ハ金屬板ニシテ木部ト適當ニ隔離セルモノ（水平距離〇・五米未滿ノトキヲ除ク）	石綿盤又ハ金屬板ニシテ木部ト適當ニ隔離セルモノ（水平距離〇・五米未滿ノトキヲ除ク）	石綿盤又ハ金屬板ニシテ木部ト適當ニ隔離セルモノ（水平距離〇・五米未滿ノトキヲ除ク）
ホ 其ノ他地方長官前各號ニ準ズト認ムルモノ	同 上	同 上

二、窓又ハ出入口ニハ防火戸又ハ左ノ各號ノ一一該當スル戸ヲ設ケ其ノ周圍部ハ前號ニ規定スル構造ト爲スコト

イ 耐火木材、金屬板、石綿盤又ハ網入ガラスノ類ヲ以テ構成シタルモノ
ロ 其ノ他地方長官前號ニ準ズト認ムルモノ

三 金屬板ヲ以テ被覆シタル屋根ノ野地ハ適當ナル厚ノ不燃材料又ハ耐火木材ヲ以テ之ヲ構成スルコト

地盤面ヨリノ高四メートルヲ超ユル木造建築物ノ部分ニシテ隣地疆界線又ハ幅員六メートル未満ノ道路ノ中心線ヨリノ水平距離五メートル未満ノ位置ニ在ルモノニ付テハ前項ノ規定ヲ適用ス同一敷地内ニ於テ隣接スル木造建築物ニ在リテハ互ニ相面スル外壁間ノ中心線ヲ以テ隣地疆界線ト看做シ前二項ノ規定ヲ適用ス但シ建築面積ノ合計六〇〇平方メートル以下ノ建物ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ地方長官前條ノ制限ヲ輕減又ハ免除スルコトヲ得
一 建物ノ屋階及地階ヲ除キタル部分ノ床面積ノ敷地面積ニ對スル割合ノ限度一〇分ノ五以下
ノ空地地區内ニ在ル建物
二 床面積四平方メートル以下ノ平家建ノ建物
三 公園、廣場、河、海ノ類ニ面スル建物ノ部分

四

擁壁、防火壁又ハ防火上有效ナル牆墀ノ類ニ面スル建物ノ部分

五 防火上有效ナル袖壁ノ類ヲ設ケタル場合ニ於ケル其ノ後方ノ建物ノ部分

六 適當ニ「ドレンチャ一」ヲ設備スル建物ノ部分

七 前條第一項第一號ニ規定スル構造ヲ有スルモノニ依リ絶縁セラルル建物ノ突出部

八 柱、桁其ノ他木材ヲ使用スル建物ノ部分

九 其ノ他地方長官防火上支障ナシト認ムル建物又ハ建物ノ部分

第六條 木造ノ長屋ニ在リテハ地盤ヨリ屋根ニ達スル迄土塗壁又ハ金屬板ノ類ヲ以テ各戸ヲ區劃スベシ

木造ノ長屋ニシテ其ノ建物面積一五〇平方メートルヲ超ユルモノハ一五〇平方メートル以内毎ニ準防火壁ヲ設クベシ

第七條 準防火壁ノ構造ハ左ノ規定ニ依ルベシ但シ準防火壁ノ壁面ヨリ一・五メートル以上ニ亘リ建物ノ外周部又ハ野地ヲ第四條第一項ノ構造ト爲シタルトキハ第二號又ハ第三號ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

一 厚三センチメートル以上ノ鐵網「モルタル」造ノ類ニシテ倒壊ノ虞ナキモノト爲スコト

- 二、兩端ハ之ニ近接スル木部ヨリ三〇センチメートル（地盤面上一・五メートル以内ノ部分ハ一五センチメートル）以上突出セシムルコト
- 三、上端ハ屋根面ニ直角ニ測リ四五センチメートル以上屋外ニ突出セシムルコト
- 第八條 木造建物ノ開口ニシテ隣地疆界線ニ面シ且其ノ水平距離一メートル未満ノモノニ付テハ地方長官防火上ノ必要ニ依リ其ノ大サヲ制限スルコトヲ得
- 第九條 鐵筋「コンクリート」造ノ建物又ハ建物ノ部分ニシテ階數六以上ノモノ又ハ階數五且其ノ床面積三〇〇〇平方メートルヲ超ユルモノニ在リテハ其ノ屋根ヲ耐弾構造ト爲スベシ
但シ最上階ニ集會室ノ類アル爲其ノ耐弾構造ト爲シ難キ場合ニ於テハ其ノ部分ニ付テハ床ヲ耐弾構造ト爲シ之ニ代フルコトヲ得

前項ノ建物又ハ建物ノ部分ニハ其ノ居室ノ床面積ノ一〇分ノ一以上ノ收容面積ヲ有スル防護室ヲ設クベシ

- 第一〇條 鐵筋「コンクリート」造ノ建物又ハ建物ノ部分ニシテ階數三以上且其ノ床面積六〇九平方メートルヲ超ユルモノニ在リテハ其ノ居室ノ床面積ノ一〇分ノ一以上ノ收容面積ヲ有スル防護室又ハ準防護室ヲ設クベシ

- 第一條 外壁又ハ屋根木造若ハ鐵造ノ建物又ハ建物ノ部分ニシテ階數二以上且其ノ床面積六〇〇平方メートルヲ超ユルモノニ在リテハ左ノ各號ノ一二依リ防護ノ施設ヲ爲スベシ
一 居室ノ床面積ノ一〇分ノ一以上ノ面積ヲ有シ且周圍壁及屋根又ハ上階ノ床鐵筋「コンクリート」造若ハ之ト同等以上ノ耐弾效力ヲ有スル室ヲ設クルコト
二 前號ニ相當スル防護ノ施設ヲ爲シ得ベキ空地ヲ設クルコト
前項ノ室又ハ空地ハ地方長官ノ許可ヲ受ケ建物ノ敷地外ニ之ヲ設クルコトヲ得
- 第一二條 壁體ヲ以テ遮断セラル、建物ニ付テハ前三條ノ規定ハ其ノ區劃セラル、部分ニ付之ヲ適用ス
- 第一三條 地方長官ハ左ノ各號ノ一二該當スル建築物ニ付準防護室其ノ他防護ノ施設又ハ防護ノ施設ヲ爲シ得ベキ空地ニ關シ第一〇條又ハ第一一條ノ規定ニ准ジ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
一 公共團體ノ公用ニ供スルモノ
- 二 學 校
- 三 病 院
- 四 停車場、停留場又ハ航空機若ハ汽船ノ發着場
- 防空建築規則

五 卸賣市場

六 常時五〇人以上ノ職工ヲ使用スル工場

七 劇場、映畫館、演藝場、觀物場、公會堂又ハ集會場

八 前各號ニ掲タルモノノ外地方長官命令ヲ以テ指定スルモノ

第一四條 防護室ノ構造設備ハ左ノ規定ニ依ルベシ

一 収容室ト前室トニ區割シ又ハ臨時區割ノ設備ヲ爲シ得ルモノト爲スコト但シ地方長官防護室ノ位置其ノ他ノ狀況ニ依リ支障ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

二 収容室ノ床面積ハ一〇〇平方メートル超エザルコト但シ地方長官建物ノ用途其ノ他ノ狀況ニ依リ已ムヲ得ズト認メ又ハ支障ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

三 上部ノ床又ハ屋根ハ耐彈構造ト爲スコト但シ防護室ノ上部ニ二以上ノ版アル場合ニ於テ地方長官支障ナシト認ムルトキハ耐彈構造ノ條件ヲ輕減スルコトヲ得

四 周壁ハ鐵筋「コンクリート」造ト爲スコト但シ建物ノ外壁ニ接シ且第一階以下ノ階ニ防護室ヲ設クル場合ニハ其ノ部分ノ周壁ハ特ニ堅固ナル構造ト爲スベシ

五 防護ニ際シ使用スル出入口ニハ防護扉ヲ設クルコト

六 外壁ニ設クル開口ハ其ノ面積ヲ三平方メートル以下ト爲シ且第二階以上ノ階ニ在ルモノニ付テハ防護扉ノ類ヲ設ケ又ハ之ニ代ル臨時設備ヲ爲シ得ルモノト爲シ其ノ他ノ階ニ在ルモノニ付テハ耐彈設備ヲ爲シ又ハ之ニ代ル臨時設備ヲ爲シ得ルモノト爲スコト

七 外壁ニ非ザル周壁ノ開口ニシテ面積四平方メートルヲ超ユルモノニハ防護扉ノ類ヲ設クルコト

八 出入口一ナル場合ニ於テハ適當ナル位置ニ非常脫出口ヲ設クルコト

九 防毒上有效ナル構造ト爲スコト

第一五條 準防護室ノ構造設備ハ左ノ規定ニ依ルベシ

一 収容室ノ床面積ハ五〇平方メートルヲ超エザルコト但シ地方長官建物ノ用途其ノ他ノ狀況ニ依リ已ムヲ得ズト認メ又ハ支障ナシト認ムルトキハ此ノ限リニ在ラズ

二 上部ノ床又ハ屋根及周壁ハ鐵筋「コンクリート」造又ハ之ト同等以上ノ耐彈效力アルモノト爲スコト

三 防護ニ際シ使用スル出入口ニハ防護上支障ナキ位置ニ在ルモノヲ除クノ外防護扉ヲ設クルコト

四 外壁ニ設クル開口ハ其面積ヲ三平方メートル以下ト爲シ且防護扉ノ類ヲ設ケ又ハ之ニ代ル
、臨時設備ヲ爲シ得ルモノト爲スコト

五 外壁ニ非ザル周壁ノ開口ニシテ面積四平方メートルヲ超ユルモノニハ防護扉ノ類ヲ設クル
コト

六 出入口一ナル場合ニ於テハ適當ナル位置ニ非常脱出口ヲ設クルコト

七 防毒上有效ナル構造ト爲スコト

第一六條 地方長官ハ建物ノ用途其ノ他ノ状況又ハ特別ナル事由ニ因リ已ムヲ得ズト認メ又ハ支
障ナシト認ムルトキハ第九條乃至第一一條ノ耐弾構造、防護室、準防護室其ノ他防護ノ施設又
ハ空地ニ關スル制限ヲ輕減スルコトヲ得

第一七條 地方長官ハ第九條乃至第一一條ノ防護室、準防護室其ノ他防護ノ施設又ハ空地ノ配置
ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第一八條 地方長官ハ偽裝ノ爲建築物ノ形態、色彩又ハ偽裝準備装置ニ關シ必要ナル命令ヲ爲ス
コトヲ得

第一九條 石油「タンク」ニシテ其ノ容積三〇〇〇キロリツトルヲ超ユルモノハ之ヲ地下ニ設ク

ベシ但シ地方長官土地ノ状況又ハ適當ナル防護施設ノ設置ニ依リ支障ナシト認ムルトキハ此ノ
限ニ在ラズ

第二〇條 一時ノ使用ニ供スル建築物ニシテ地方長官支障ナシト認ムルモノニ付テハ本令ノ規定
ニ拘ラズ存續期限ヲ附シ其ノ建築ヲ許可スルコトヲ得

附 則

本令ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

防空土木一般指導要領(計第五四一九號昭和十四年七月十日)

一、鐵道 (新設軌道を含む)

(一) 路線及構造

- (イ) 路線の選定に當りては爆破に對する復舊の難易につき考慮を拂ふこと
- (ロ) 已むを得ず危險なる片切取を生ずる場合高さ肩幅竝法面構造等に關し其の強化方法に

就き考慮すること

(ハ) 重要幹線及其の代行線を系統的に整備すること

(ニ) 高築堤に對しては其の法勾配乃至斷面構造に就き其の復舊作業を容易ならしむる様考慮すること

(ホ) 道路との交叉は原則として立體交叉とすること

(ヘ) 各鐵道に就き軌間の統一を計り相互連絡に便ならしむること

(ト) 補修應急處置に便する爲成るべく線路沿に道路を附帶せしむること

(二) 停車場設備

(イ) 停車場に於ける各種重要施設物は成るべく一箇所に集中せしめざること

(ロ) 列車運行に直接關係ある指令室信號扱所等重要施設の設置位置に關しては防火的考慮を拂ひ且つ耐彈的構造とすること

(ハ) 特殊電話交換室無線受信所等の重要な器室は耐彈的ならしめ必要に應じ地下に設置すること

別に豫備設備につき考慮すること

(ニ) 成るべく跨線橋、テルファードを避け地下道とすること

(ホ) 機關車給水設備に就ては豫備設備を設くること

(ヘ) 複線以上の區間に於は任意の線路を任意の方向に運轉し得る設備に就き考慮すること

(ト) 貨車操車場より概ね三〇杆以内の距離にある各驛に對しては車輛留置能力に相當の餘力あらしむる様考慮すること

(三) 橋 梁 (橋梁の項参照のこと)

(イ) 橋梁は成るべく單線式として複線以上の區間に於ては橋梁相互の間隔を相當隔離すること

(ロ) 可及的特殊桁の使用を避け桁の規格を統制すること

(ハ) 鋼桁は上路式を選びパラステッドフロアードは已むを得ざる場合の外之を避くること

(四) 其の他

(イ) 工場動力室發電所等の重要な建築物は成るべく耐彈的ならしめ必要に應じて地下に設置すること、尙豫備設備を設くること

(ロ) 上家機關庫等規模大なる建築物、給水タンク、跨線橋等に就ては成るべく特異の形態

色彩を避け周囲と対比度を減ずる様考慮すること

(ハ) 客車操車場は成るべく鐵道沿線より相當隔離せる箇所に設け偽装祕匿に便ならしむること

ニ、

補強防護應急處置に付考慮すべき事項

(イ) 重要都市附近の鐵道に就ては非常時輸送に即應し得る様其の大さ構造に就き考慮して置くこと

(ロ) 既設ピン結構桁は成るべく速に架換ること

(ハ) 信號聯動電氣轉轍器は故障に際し成るべく速に手動に切換へ得る様考慮すること

(ニ) 重要機器に就ては適當なる防護策を講ずること

(ホ) 通信設備を強化し且豫備設備を整備すること

(ヘ) 特殊長大橋梁、重要立體交叉箇所、主要停車場、大規模の荷役設備を有する箇所等に對しては積極防空に必要なる設備を考慮すること

(ト) 特定地區に於ては沿線火災に依る輸送阻害の程度を輕減する様考慮すること

一、軌道（路面電車）

一、企畫設計に當り考慮すべき事項

(一) 軌道

(イ) 一部軌道の破壊せる場合にも運輸に支障なき様折返用亘線及他系統との連絡用分岐線を成るべく多くの箇所に設くること

(ロ) 他の電鐵と軌間の統一を計り車輛の融通乗入を容易ならしむること

(二) 電車線及電源

(イ) 電車線は原則として單線架空式とすること

(ロ) 電車線の區割は成るべく小區分に分割し、被害の範圍を局部的ならしむること

(ハ) 車輛の融通乗入、電力の相互融通を容易ならしむる様他の電鐵と電壓を統一すること

(ニ) 饋電線は成るべく地下線とすること

(ホ) 電力は成るべく多くの系統より受電し得る様考慮すること

(三) 車庫

(イ) 車庫は成るべく分散して多數設置すること

(ロ) 密集せる市街地内を避けること

二、補強防護應急處置に付考慮すべき事項

(イ) 電車運轉に直接關係ある指令室信號及轉轍器扱所等の重要施設は耐彈的ならしむること

(ロ) 重要機器に就ては適當なる防護策を講ずること

(ハ) 車輛の塗装は周圍との對比度を減する様考慮すること

(ニ) 必要の場合應急修理用資材を整備し置くこと

三、利用上考慮すべき事項

(イ) 大火災時の避難計畫に即應し非常運轉計畫を樹立し置くこと

(ロ) 旅客の不時の避難に支障なからしむる様車輛の構造に就き留意すること

三、地下鐵道

一、企畫設計に當り考慮すべき事項

(一) 構造

(イ) 土被りは事情の許す限り之を深くし構築は成るべく耐彈的ならしむること

(ロ) 水底部分の構築は耐彈的ならしめ若は防水シャッターを設備すること

(二) 停車場

(イ) 停車場は成るべく廣くし且多くの出入口を設置すること

(ロ) 停車場と附近主要建築物とは成るべく地下連絡を爲すこと

(三) 設備

(イ) 隧道内排水設備は不慮の浸水に備ふる爲成るべく規模を大にすること

(ロ) 成るべく機械通風の設備を爲すこと

(ハ) 變電所は成るべく多く単位を多くし地下に設置すること

(ニ) 電力は成るべく多くの系統より受電し得る様考慮すること

(ホ) 車輛の融通乗入、電力の相互融通を容易ならしむる様他の電鐵と電壓を統一すること

- (ヘ) 成るべく多くの折返し設備を爲すこと
(ト) 通信設備を強化し且つ豫備設備を整備すること
二、補強防護應急處置に付き考慮すべき事項

- (イ) 既設隧道の水底部分に就ては適當なる補強防護策を講ずること
(ロ) 浸水防止の爲め出入口通風孔の高さを歩道面より昂上すること
(ハ) 他系統の送電線より應急受電し得る様設備し置くこと
(ニ) 必要なる場合應急修理用資材を整備し置くこと

三、利用上考慮すべき事項

- (イ) 避難に對する整理統制の方法に就き豫め考慮し置くこと
(ロ) 停車場出入口を増設すること
(ハ) 特定の通風孔は必要に應じ出入口に使用し得る様考慮し置くこと
(ニ) 停車場出入口、通風孔其の他開口部には防毒設備を爲し得る様考慮し置くこと
(ホ) 隧道内には避難及消防に利用し得る様給水施設を爲すこと

四、港 澪

一、企畫設計に當り考慮すべき事項

- (イ) 危險物地區は被害の範圍を局限する様其の配置及施設に就き考慮すること
(ロ) 臨港地帶には成るべく多くの空地を保有すること
(ハ) 大港灣に就ては成るべく副港口を設置すること
(ニ) 重要港灣には積極防空に必要な廣場を設置すること
(ホ) 信號所、發電所及び埠頭等は成るべく耐彈的構造とすること
(ヘ) 動力設置に就ては豫備動力に就き考慮すること
(ト) 船舶給水及給油設備は成るべく單位を多くすること
二、補強防護應急處置に付考慮すべき事
- (イ) 防波堤は成るべく積極防空に利用し得る様考慮すること
(ロ) 開門、荷役機械設備、可動橋等に對しては適當なる防護策を講ずること
(ハ) 港内の警報設備、消防設備に就き考慮すること
(ニ) 應急用「ポンツーン」を成るべく用意すること
(ホ) 必要なる場合應急修理用資材を設備し置くこと

五、道路及附屬物

一、企畫設計に當り考慮すべき事項

(一) 路線選定

- (イ) 重要系統に屬する道路の選定に當りては一局部の故障に依る全般的機能の停止を防止する爲成るべく既設道路が副道となる様考慮すること
- (ロ) 重要系統に屬する既設道路に對しては必要なる箇所に副道を選定し相互連絡を計ること

(ハ) 積極防空並避難交通に必要なる路線を選定すること

(ニ) 都市内に於ける密集地區に對しては特に之を貫通する道路の選定に就き考慮すること

(二) 幅員

(イ) 原則として總幅員五・五米未満の道路を設けざること

- (ロ) 特定の道路に就ては防火區割としての效力を有せしむる様其の幅員構造に就き考慮すること

(三) 構造

(イ) 幹線街路に對しては交通の分離に就き考慮すること

(ロ) 市街地内特定の街路に在りては成るべく地下道共同溝の類を設くること

(四) 其の他

(イ) 鐵道軌道との平面交叉は原則として之を廢すること

(ロ) 路上占用工作物及架空電線を整理すること

(ハ) 街路燈、信號燈、標識燈等を整備すること

二、補強防護應急處置に付考慮すべき事項

(イ) 地下埋設物に就ては其の配置、布設等に就き耐弾的考慮を拂ふこと

(ロ) 周圍との對比度を減する爲路面は成るべく暗色とすること

(ハ) 破片に依る被害を輕減する爲には瀝青系舗裝とすること

- (ニ) 隧道及大なる切取盛土箇所に就ては之が應急修理計畫を樹て必要なる場合修理用資材を整備し置くこと

三、利用上考慮すべき事項

(イ) 特定の道路に就ては適當の間隔に積極防空又は避難消防の用に供する廣場を設置すること

(ロ) 廣幅員の街路には植樹を爲し防火並避難に便ずること

(ハ) 隧道は避難所として利用し得る様破片及爆風に對する防護設備及防毒設備に付豫め考慮し置くこと

六、上水道

一、企畫設計に當り考慮すべき事項

(一) 水源施設

- (イ) 水源は成るべく給水區域に近く選定すること
- (ロ) 水源は成るべく自然流下の方法に依り送水し得る地點に選定すること
- (ハ) 水源は成るべく一箇所以上相異なる方面に選定し尙豫備的水源に就き考慮すること
- (ニ) 取水設備は成るべく単位を多くし且つ之を分散設置すること
- (ホ) 貯水池には成るべく土壌堤を避くること

(二) 管路施設

- (イ) 送水管路は成るべく自然流下に依ることとし水壓の高きを避くること
- (ロ) 配水管は消防上必要なる水壓を保持せしむること
- (ハ) 送水及配水本管は單一線路とせず成るべく分散布設すること
- (ニ) 成るべく水管橋を避くること

(三) 淨水場、配置場、唧筒場施設

- (イ) 淨水場、配水場に就ては成るべく市内貯水量を増加する様考慮すること
 - (ロ) 淨水場、配水場及唧筒場等の重要施設は成るべく単位を多くし且つ分散設置すること
 - (ハ) 淨水場、配水場の設計に就ては其の偽裝並に遮蔽を特に考慮すること
 - (ニ) 電源、電路に就ては豫備施設を用意すること
 - (ホ) 動力は原則として自家發生設備を併設すること
- 二、補強防護應急處置に付考慮すべき事項

(一) 水源施設

- (イ) 堤堤及取水構造物就中取水塔は耐弾的ならしめ且つ其の偽裝遮蔽に就き考慮すること

と

(ロ) 土壌堤に就ては應急修理及水位低下に就き考慮すること

(二) 管路施設

(イ) 重要管路は成るべく多くの箇所に於て相互連絡すること

(ロ) 管路の配置、埋設深、布設等に就ては耐弾的考慮を拂ふこと

(ハ) 管を埋設せる路線の偽装、遮蔽に就き考慮すること

(ニ) 管路には成るべく断水区域を狹少ならしむる様制水弁、排水弁等を増設すること

(三) 淨水場、配水場、唧筒場施設

(イ) 急速濾過池、淨水池、配水池、配水塔高架水槽及唧筒室等の重要構造物は耐弾的ならしめ且其の防護、偽装、遮蔽に就き考慮すること

(ロ) 濾過池、淨水池、配水池の類には毒物の投入を防止する様考慮すること

(四) 其の他

(イ) 相近接せる都市の水道の相互設絡に就き考慮すること

(ロ) 堤堤其の他の重要施設に就ては積極防空に必要な廣場を設置すること

七、下水道 (公共溝渠を含む)

一、企畫設計に當り考慮すべき事項

(ハ) 重要構造物特に管路に對しては應急修理用資材を整備し置くこと

(ニ) 重要設備の監視、警備に就き考慮すること

(五) 利用上考慮すべき事項

(イ) 消防上の利用を考慮して水壓増加の方法を講ずること

(ロ) 消火栓の配置は平均間隔一〇〇米を標準とすること

二、補強防護應急處置に付考慮すべき事項

(イ) 喷筒場、處理場等に於ける重要設備に對しては適當なる防護策を講ずること

(ロ) 必要なる場合應急修理用資材を整備し置くこと

八、河川湖沼

一、企画設計に當り考慮すべき事項

(一) 消防水利

- (イ) 河川水路、湖沼等にして消防水利に利用し得るものは成るべく之を保存すること
- (ロ) 河川水路の改修に當りては平水量増加水質淨化其の他消防水利としての利用化を計ること

(ハ) 河川、水利の一部を廢止し又は暗渠と爲す場合に之に代るべき消防用水利施設又は取水設備を爲し自然水利の減少を防止すること

(二) 堤防の利用

- (イ) 堤防は成るべく道路に利用し得る様考慮すること
- (ロ) 積極防空に利用する爲堤防の特定の箇所に廣場を附設する様考慮すること

(三) 其の他

(1) 河川水路の兩側には成るべく道路、綠地等を附帶せしめ防火帯としての効用を増大せしむること

(ロ) 宅地造成を目的とする河川壕渠の埋立は市街地疎開の見地より成るべく之を避くること

と

二、補強防護應急處置に付考慮すべき事項

(イ) 特定の河川に就ては堤防の應急修理計畫を樹て必要なる場合修理用資材を整備し置くこと

(ロ) 開門其の他重要工作物に就ては其の耐弾的構造補強偽裝並應急修理等に就き考慮すること

三 利用上考慮すべき事項

- (イ) 消防水利に近接するに必要なる道路廣場等の施設を整備すること
- (ロ) 取水設備としての水位上昇設備、集水井、集水管等の設備を設くること
- (ハ) 呼水設備、導入設備を設け水利の利用を増進すること
- (ニ) 特定の河川に就ては高水敷を不時着飛行場に利用し得る様考慮すること

九、發電水力

一、企畫設計に當り考慮すべき事項

- (1) 重要な發電所に在りては被害の範圍を局限する爲水壓管、發電機、水車等は成るべく一個を避け且つ相互間には耐弾的隔壁の類を設け得る餘地を存せしむること
- (ロ) 堤堤、水壓管、調壓水槽及建築物等の形態、色彩等に就ては周囲との對比度を減する様考慮すること

- (ハ) 重要な發電所の附近には積極的防空に必要な設備を考慮すること

二、補強防護應急處置に付考慮すべき事項

- (イ) 重要構造物及發電所建築物は成るべく耐弾的ならしめ且つ其の偽裝に就き考慮すること
- (ロ) 發電機、配電盤其の他重要設備に就ては適當なる防護策を講ずること
- (ハ) 必要なる場合應急修理用資材を整備し置くこと
- (ニ) 従業員を保護すべき設備に就き考慮すること

十、橋 梁

一、企畫設計に當り考慮すべき事項

(一) 型式及構造

- (1) 橋梁の型式構造の選定に當りては修理容易なる事を主眼とすべき場合と容易に崩壊せしめざることを主眼とすべき場合とに分ち適正なる考慮を拂ふこと
- (ロ) 一般に短徑間の橋梁は修理容易なることを主眼として長徑間の橋梁は容易に崩壊せざることを主眼とすること
- (ハ) 被害の範圍を局限し修理を容易ならしむる爲には長徑間の構桁よりも短徑間の構桁を選ぶこと
- (ニ) 一部破壊せらるゝも全體の崩壊を來さざる爲には連續鋼桁の如き不靜定構造を選び連續拱を避くること
- (ヘ) ピン結合構桁を避け鉄結合とすること
- (ト) 幅員大なる橋梁に於ては成るべく方向別に二橋とすること

(一) 用材

(イ) 鋼材及鐵筋混疑土は構造に依りては相當耐弾的なるを以て橋梁の徑間型式構造に應じ適當なる用材を選定すること

(ロ) 耐弾上木橋を避けること

二、補強防護應急處置に付考慮すべき事項

(イ) 重要な下路式橋梁の路面上の部材に對しては適當なる防護策を講ずること

(ロ) 多徑間の單桁橋梁に就ては一徑間の故障を他に波及せしめざる様支點の構造に就き考慮すること

(ハ) 上路式橋梁に就ては主桁を防護する爲床版混疑土を成るべく耐弾的とすること

(ニ) 鐵筋、鐵骨の耐斷的配列に付ては充分なる考慮を拂ふこと

(ホ) 塗裝は成るべく周圍との對比度を減する様考慮すること

(ヘ) 特定の橋梁に就ては必要なる場合應急修理用資材、假橋用資材等の整備を爲し置くこと

(ト) 隣接橋梁を利用し得る様迂路に就き考慮すること

三、利用上考慮すべき事項

(イ) 地下埋設物を添架するに便なる構造とし且つ其の防護に就き留意すること

(ロ) 河水の消防上の利用に便する爲、吸管投入孔の類を設くること

(ハ) 橋詰には廣場を設くること

十一、特殊構造物（鐵塔、高架水槽、調壓水槽、瓦斯タンク、堰堤等）

マ、企畫設計に當り考慮すべき事項

(イ) 鐵塔は成るべく多脚とすること

(ロ) 高架水槽、調壓水槽は成るべく筒型とし然らざる場合は成るべく多脚とすること

(ハ) 油槽及瓦斯タンクは周圍に空闊なる空地存置せしむること

(ニ) 油槽は成るべく地下式とすること

(ホ) 堤は原則として重力式として土壤堤を避くること

ニ、補強防護應急處置に付考慮すべき事項

(イ) 鐵塔鐵脚を有する高架水槽、調壓水槽の脚部に對しては適當なる防護策を講ずること

(ロ) 油槽、瓦斯タンク、高架水槽、調壓水槽等の形態、色彩等に就ては成るべく周囲との對比度を減する様考慮し且其の偽装に就き考慮すること

十二、公 園 緑 地

一、企畫設計に當り考慮すべき事項

(イ) 公園綠地の計畫に當りては避難計畫に即應し避難救護等の目的に供せらるゝ様考慮すること

(ロ) 一時の避難、救護に利用する爲別に小空地を考慮すること

(ハ) 公園綠地の配置に就ては防火區割の構成に利用し得る様考慮すること

(ニ) 前各號の空地、綠地に就ては公園のみならず學校庭其の他を併せ考慮すること

(ホ) 消防、避難、救護操作等の爲一側以上を道路に直接せしめ其の出入に便ならしむること

二、補強防護應急處置に付考慮すべき事項

(イ) 環境との調和を計り周圍との對比度を減する様考慮すること

(ロ) 都市並郊外に亘り樹木の保存綠化の促進を圖ること

三、利用上考慮すべき事項

(イ) 豊め各公園綠地の避難、救護操作に對する利用計畫を樹立し置くこと

(ロ) 避難救護以外の防空活動に併用し得るものに就ては夫々の操作に支障を來さざる様考慮すること

(ハ) 池、防空壕、防護室等を設け避難、救護に便ならしむること

(ニ) 池、プール、鑿井、貯水槽、砂場、植込、廣場等防火並消火に必要なる施設を整備すること

(ホ) 臨時バラック建設の場合を想定し飲料水、電力等を速に補給し得る様考慮し置くこと

(ヘ) 利用上竝偽裝等に必要な資材を整備し置くこと

十二、都 市 計 畫

一、企畫設計に當り考慮すべき事項

(イ) 大都市の分散を目途として過大都市の出現防止に努むること

- (ロ) 工業を中心とする衛星都市に就ては其の發達を容易ならしむる様考慮すること
(ハ) 衛星都市と中心都市とを連絡する各種交通機關に就ては特別の考慮を拂ひ工業及住宅の分散を容易ならしむること

(一) 都市の形態

- (イ) 大都市に於ては地形、土地の用途、人口密度等に應じ市街地を成るべく綠地を以て適當の大さの區劃に分割すること
(ロ) 區劃を構成する綠地帶の内可能なるものに付ては高速交通避難に利用し得る交通線を附帶せしむること
(ハ) 各區劃には夫々中心を有せしめ各區劃をして都市活動の一單位たらしめ且つ各中心相互の連絡を緊密にすること
(ニ) 都市の周邊は綠地を以て圍繞せしめ都市の不適當なる膨脹を阻止すること
(ホ) 工業地帶は成るべく一地域に集團せしめず都市内各方面に分割配置すること
(ヘ) 危險物地區は被害の範圍を局限し得る様其の配置に就き考慮すること
(ト) 都市の重要施設は成るべく分散疎開して配置すること

(二) 都市の防火的構築

- (イ) 市街地中には廣幅員の防火道路、河川壕渠、高架鐵道、公園綠地並路線的防水地區等に依り市街地を適當の防火區劃に分割すること
(ロ) 既存の交通線は成るべく之に綠地を附帶せしめ前項の區劃構成に利用すること
(ハ) 各防火區劃は近隣中心を有し且つ小學校、小賣市場等を有する一防護單位たらしむること
(ニ) 市街地中の樞要部分は防火地區に指定し耐火建築の促進を計ること
(ホ) 市街地内に於ける建築物は成るべく疎開せしむること
(ヘ) 市街地内に成るべく多くの空地を保有せしむること
(三) 其の他
(イ) 街路網を充實整備すること
(ロ) 都市の外周には防空活動に必要な環狀道路を設置すること
(ハ) 都市の近傍には成るべく多くの飛行場を整備すること
(ニ) 市街地中適當の間に防空上に利用し得る公園綠地、廣場を設置すること

二、補助防護應急處置に付考慮すべき事項

- (1) 消防用に利用し得る自然水利の保存擴充に就き留意し自然水利の及ぼさる區域に就ては消防用貯水槽の類を設くること
- (2) 消防上危険區域に就ては可及的速に其の整理計畫を樹つること
- (3) 各防火區劃毎に火災時に於ける避難交通計畫を樹立し置くこと
- (4) 避難所、救護所に利用し得る耐火建築物、構築物地下道等の合理的配置に就き留意し之等の缺除せる部分には防空壕の類を設置する様考慮すること

参考書目

本書をまとめるに當り特に「戦争」の概念を固める爲にはいづれも大著ではないが左の様な書物は非常に参考になつた。著者等に敬意を表し度い。

戦争と文化	森 戸辰男
文化政治の諸問題	大申鬼代夫
新世界觀の構想	阪本勝
世界最終戰論	石原莞爾
國防哲學	養田胸喜
二十世紀の神話	ローゼンベルグ
近代の戦争	ボソニイ
世界大戦とその戦略	リーデルハート
太平洋戦略序説	齋藤忠
戦争の科學的研究	布川静淵

附

錄

二三二

ジユリアスシーザア戦争論
戦争食糧農業
米國々防計畫の全貌
ナチス獨逸の勞働奉仕制
ナチス厚生團
ナチス獨逸の經濟的發達
獨逸經濟七十年史
新獨逸國家大系
近代軍事技術史
國防史
ドイツ制空の歴史
國防心理學
ドイツ戦争心理學

ナボレオン
四宮恭二
バーナム・フィニイ
權田保之助
權田保之助
大原社會問題研究所
グスター・シユトルバ
日本評論社
伊藤正芳
松下弘男
小山弘
河出書房
大塚弘
アル・ウイリアムス
アール・ウイリアムス

空空
亞成層圈飛行
製製

野片竹
村岡村
秀文
夫稔祥

戰爭と都市

國防科學新書 1

昭和十七年六月一日初版印刷
昭和十七年六月十日初版發行



●定價一圓八十錢

〔四、〇〇〇部〕

著 者 石川 荣 譲

發 行 者 東京市小石川區久堅町一〇八

印 刷 者 樹居 伍 六

印 刷 所 古川一郎

印 刷 所 共同印刷株式會社

發 行 所 東京市京橋區銀座西七ノ一

日本電報通信社出版部
電話銀座四一一、五九一
振替口座東京一四四三
會員番號一二二五一一二

配給元 東京市神田區淡路町二ノ九
日本出版配給株式會社

=著者紹介=
大正七年帝大工科を卒業★大正九年内務省
都市計畫委員會技師となる★大正十年支那
に出張★同十二年歐米各國に出張★昭和十
三年陸軍囑託となり上海都市計畫に從事す
★現在内務省都市計畫委員會主任技師★都
市計畫及國土計畫、日本國土計畫等の著書
がある。

出征將兵作品集 戰 線 點 描

文化奉公會會員者諸氏の戰線に於ける繪文集

B5二九一頁版

定價四、二〇〇

送料、二〇〇

支那の國土計畫

孫文著 芳賀雄譯

B6二九一頁版

定價一、二〇〇

送料、二〇〇

獨逸大觀 一九四二年

電通出版部編

A5三四四頁版

定價一、五〇〇

送料、二〇〇

日本主義の基調

巨嚴・大石隆基著

A5二六〇頁版

定價一、二三〇

送料、二〇〇

正食・正眠・正排

高田鄰德著

A5二四〇頁版

定價一、二〇〇

送料、二〇〇

獨逸外交政策

小松敏男譯

A5二五一頁版

定價一、二〇〇

送料、二〇〇

日本電報通信社出版部

電話銀座四一一、五九一二
振替口座東京一四四三

東京・京橋・西銀座

932
55

終